

令和6年12月2日施行

# マイナ保険証移行 企業が把握しておくポイント

社会保険労務士法人トータルパートナーズ

## マイナ保険証開始に関する疑問点

- ① マイナ保険証にすると何がよくなるの？
- ② 今の健康保険証は使えなくなるの？
- ③ 今の健康保険証は返却するの？
- ④ マイナンバーカード持っていない社員は？
- ⑤ 有効期限があるの？
- ⑥ 社会保険取得の手続き方法も変わるの？
- ⑦ 試用期間中は社保の手続きをしなくてもいい？



- 過去に処方された薬剤処方の情報が、おくすり手帳なしでも確認できる
- 手続きなしで高額療養費限度額を超える支払いが免除される
- マイナポータルからe-TAXに連携することで、確定申告時に医療費控除が簡単に
- 健康保険証利用までの待ち時間が短縮できる  
事業所までの郵送時間、従業員配布なしで、登録作業が完了すれば使用可能に。



- **入社時に制度案内を適切におこなわないと保険証利用に支障が出る可能性あり**

- マイナンバーカードの発行状況確認
- マイナ保険証利用の紐付け案内

- **入社後5日以内のマイナンバーの登録による取得手続きが厳格化されるため、  
手続き期間がタイト**

→ **試用期間であっても入社初日から数えて5日以内の手続きが必要です**

受診日が日本年金機構登録日の3営業日以降でないと、医療機関で有効な資格情報が確認できないため、医療費を全額実費負担していただくことになります。  
(後日返還請求 できます。)

- 令和6年12月2日以降、現行の保険証の新規発行は行われ~~ない~~。
- 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、**1年間は有効**。
- 転職などで保険者の異動があった場合は、1年を待たずに失効。
- 現在の保険証は、**返却・返送の必要はなし**



### マイナンバーカード所持

制度開始時のみ保険証利用登録に関わらず「資格情報のお知らせ」が届く

保険証利用登録  
している

「資格情報のお知らせ」  
の発行

会社に届くので、  
配布する

「資格情報のお知らせ」を  
確認し、収録されている  
マイナンバーが正しくなけれ  
ば、協会けんぽへ連絡する

あなたの加入する 協会けんぽのマイナンバー	1234567 (扶養) 00
氏名	協会 太郎
性別	男
生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	3期 (令和6年6月1日時点)
資格取得年月日	令和2年1月1日
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナンバーカードのアクセスコードはこちら

マイナンバーカードをお持ちでない・紛失した場合は、スマートフォンの資格情報画面でマイナンバーカードと同様に健康保険の受付で提示することで登録いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文章をマイナンバーカードと同様に健康保険の受付で提示してください。)

※現在、健康保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです。(12桁のうち4桁のみ表示)。方角、表示されている4桁の数字が、自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しない場合は、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825 ①

マイナンバーカード	左を切取ってご利用いただけます (このお知らせのみでは登録できません)
番号	12345678 番号 1234567 扶養 00
氏名	協会 太郎
生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	令和2年1月1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部

②

保険証利用登録  
していない

「資格確認書」  
が発行される

会社に届くので、  
配布する

従来の健康保険証と  
同じプラスチックカー  
ド型(色は黄色)

健康保険 本人(被保険者)	令和6年11月2日発行
資格確認書	番号 00000000 番号00 (扶養)00
氏名	協会 太郎
生年月日	平成元年 10月 1日
性別	男
資格取得年月日	令和6年11月2日
発行年月日	令和11年11月30日
保険者番号	999999999
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇

①

マイナ保険証がないと病院や薬局で受診できなくなるのでしょうか。

移行期間の**最長1年間**は**今の保険証**を利用可能です

現行の保険証の有効期限が切れたら、マイナ保険証がないと受診できなくなるのでしょうか。

マイナカードを持っていない人、保険証と紐付けていない人は、交付される「**資格確認書**」で受診可能です。

「**資格確認書**」をもらうには**申請**が必要ですか？

「**資格確認書**」の取得に**申請は不要**です。  
発行時期は未定ですが、12月2日までに発行されます。**資格確認書の有効期限は5年間**です。

12月2日以降に入社社員の取得手続きを行う場合は、**取得時に合わせて申請**をしたほうがスムーズに発行されます。

令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄が新たに設けられます。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」欄にチェックします。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されますので、下記事項必ずご確認をお願い致します。

### 入社

マイナンバー**確認**

マイナンバーカード所持  
**確認**

マイナンバーカードと  
保険証が紐付け設定され  
ているか**確認**

扶養家族がいる場合、  
家族分も同様に**確認**

### 異動

扶養異動対象者のマイナ  
ナンバーを**確認**

扶養家族のマイナンバー  
紐付け状況**確認**

### 退社

資格喪失手続きにより保険証  
情報の紐付けが解除されるこ  
とを**説明**しておく。

12月1日までに退社の場合は  
、保険証返却が必要。以後は  
廃棄でOK

国保への切り替え手続きはマ  
イナポータルからできる  
(手続きに必要な書類)

「資格喪失証明書」は別途渡  
す必要あり



### マイナ保険証の準備方法

マイナ保険証  
切り替え案内

マイナンバーカード  
発行方法の案内

マイナンバーカードと保  
険証の紐付け方法の案内

### 注意事項

今の保険証が使えなく  
なるまでの有効期限  
1年間

「資格確認書」の有効期限  
5年間

有効期限内に、保険資格の異動が生じた場合は、[返納義務あり](#)

「資格情報のお知らせ」  
は、マイナンバーカード  
と併用でしか使えない

# 従業員向け 案内文書例

## 健康保険証の廃止とマイナンバー保険証への移行について

総務部 ○○○○

従業員の皆さまへ

2024年12月2日より、現在使用している健康保険証が廃止され、マイナンバー保険証へと移行されることとなります。

なお、既存の健康保険証は、移行後も2025年12月1日まで利用可能ですが、未登録の方は、速やかに扶養家族分も含めて、マイナンバー保険証の登録を行うことを推奨します。

詳細は以下の通りです。

### 健康保険証の廃止について

現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止されますが、退職などで資格喪失とならない限り、2025年12月1日まで引き続き利用可能です。

利用終了後の健康保険証は、各自で廃棄をお願いします。

### マイナンバー保険証の登録と利用

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身でマイナンバー保険証の登録を行うことで、保険証として利用可能になります。登録状況はマイナポータルで確認できます。

まだ会社にマイナンバーを届け出していない方は、登録と合わせて届け出をお願いします。マイナンバーカード未所持の方は、申請手続きが必要です。

### 資格確認書の発行

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバー保険証の登録が済んでいない方には、今後「資格確認書」が発行されます。

協会けんぽの資格確認書は有効期間が4~5年で、従来の健康保険証のようにプラスチック製です。現在の健康保険証の有効期限が切れる前に発行される予定です。

### 資格情報のお知らせ

健康保険の加入情報が記載された「資格情報のお知らせ」が、協会けんぽより発行される予定です。これは、医療機関でカードリーダーが利用できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで、健康保険証として使用可能です。9月に発行予定ですが、一部の方は2025年1月に発行される予定です。

お問い合わせ先：○○○○